

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 副学長（大学院教育等担当） (2) 大学院教育学研究科運営委員会委員 4名 (3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 (4) <u>広報連携協力課長</u> 〔省略〕 (庶務) 第8条 部会の庶務は、総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成21年7月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 副学長（大学院教育等担当） (2) 大学院教育学研究科運営委員会委員 4名 (3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 (4) <u>広報室長</u> 〔省略〕 (庶務) 第8条 部会の庶務は、総務部<u>総務課</u>が処理する。 〔省略〕